

## 平成二十六年国土交通省令第四十一号

小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則

法律第七十九号)第十一項第一項、第三項第二号及び第四項第二号並びに第十三条第一項、第十七項第七項、第八項及び第九項において準用する通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第三章、第四章及び第三十五条並びに小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則を

開発特別措置法第十八条第一項、第二項及び第四項第二号の規定に基づき、並びに同法を実施するため、小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則を次のように定める。

## (産業振興促進計画の認定の申請)

第一条 小笠原村は、小笠原諸島振興開発特別措置法(以下「法」という。)第十一条第一項の規定により認定の申請をしようとするときは、別記第一号様式による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。

一 産業振興促進計画の工程表及びその内容を説明した文書  
二 法第十一条第四項各号のいずれかに掲げる事項を記載している場合には、実施主体の特定の状況を明らかにすることができる書類  
三 法第十一条第五項に規定する同意を得たこととを証する書面

四 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める事項を記載した書類

五 別記第一号様式による申請書に法第十一条第四項第二号に掲げる事項を記載している場合は、前項各号に掲げるもののほか、補助金等交付財産の所在を表示した図面を添付するよう努めるものとする。  
(産業振興促進計画の記載事項)

第二条 法第十一条第三項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 産業振興促進計画の名称  
二 産業振興促進計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

三 産業の振興を促進する上での課題  
四 東京都、関係市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担及び連携に関する事項

五 法第十一条第四項第二号に掲げる事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等及び当該補助金等交付財産を所管する

府省の名称、補助金等交付財産の処分の方

法及び実施主体並びに補助金等交付財産の処

分後の用途に関する事項

## (産業振興促進計画の変更の認定の申請)

第一条 小笠原村は、法第十三条第一項の規定により産業振興促進計画の変更の認定を受けようとするときは、別記第二号様式による申請書に

第一項各号に掲げるものほか、国土交通大臣

が必要と認める事項

が前各号に掲げるものほか、国土交通大臣

が必要と認める事項

項目		一項第一号及び第二号に掲げる書類
第三条	規定	法第十三条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更
第四条	規定	法第十三条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
第五条	規定	法第十三条第一項の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。
第六条	規定	法第十二条第二号の国土交通省令で定める旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第三項に規定する簡易宿泊営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの
第七条	規定	法第十七条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式
第八条	規定	法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める研修は、次に掲げる基準に適合するものとする。
第九条	規定	法第十七条第四項第二号の国土交通省令で定める要件は、前条の研修の課程を修了した者であることとする。
第十条	規定	法第十七条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式
第十一条	規定	この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年六月十五日)から施行する。
附 則	規定	附 則(平成三十一年六月十五日)抄

第一項	第一項第一号及び第二号に掲げる書類
第二項	法第十三条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更
第三項	法第十三条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
第四項	法第十三条第一項の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。
第五項	法第十二条第二号の国土交通省令で定める旅館・ホテル営業又は同条第三項に規定する簡易宿泊営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第三項に規定する簡易宿泊営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの
第六項	法第十七条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式
第七項	この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年六月十五日)から施行する。
附 則	附 則(平成三十一年六月十五日)抄

第一項	第一項第一号及び第二号に掲げる書類
第二項	法第十三条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更
第三項	法第十三条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
第四項	法第十三条第一項の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。
第五項	法第十二条第二号の国土交通省令で定める旅館・ホテル営業又は同条第三項に規定する簡易宿泊営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第三項に規定する簡易宿泊営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの
第六項	法第十七条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式
第七項	この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年六月十五日)から施行する。
附 則	附 則(平成三十一年六月十五日)抄

第一項	第一項第一号及び第二号に掲げる書類
第二項	法第十三条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更
第三項	法第十三条第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
第四項	法第十三条第一項の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。
第五項	法第十二条第二号の国土交通省令で定める旅館・ホテル営業又は同条第三項に規定する簡易宿泊営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第三項に規定する簡易宿泊営業であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十号)第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの
第六項	法第十七条第四項の規定により小笠原諸島内限定旅行業務取扱管理者の証明書の様式
第七項	この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年六月十五日)から施行する。
附 則	附 則(平成三十一年六月十五日)抄

附 則（令和六年三月三〇日国土交通省  
令第四六号）  
この省令は、令和六年四月一日から施行す  
る。

別記第一号様式（第一条関係）

別記第一号様式（第一条関係）  
商業振興促進計画  
(第一表)  
年 月 日  
国土交通大臣 聞  
小型要村長の氏名  
小型要請書振興促進特別措置法（昭和46年法律第79号）第11条第1項の規定に基づき、商業振興促進計画について認定を申請します。

(第二回)  
商業振興促進計画  
(要覧)

1. 計画期間
2. 小型要請書において該当すべき要項
3. 2の要項の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項

(第三回)  
4. 商業振興促進計画の日程

5. 事業の振興を促進するまでの課題
6. 東京都、国領市町村、関係団体、民間事業者その他の者との適切な役割分担  
及び連携に関する事項

注：4から6までに掲げる事項については、記載するよう努めること。  
(参考)用紙の大きさは、日本通産規格A4判4面とすること。

別記第一号様式（第三条関係）

別記第二号様式（第三条関係）  
産業振興促進計画変更認定申請書

年月日

国土交通大臣 認

小笠原村長の氏名

年月日付で認定を受けた産業振興促進計画について下記のとおり変更したいので、小笠原諸島振興促進計画変更認定申請書（昭和46年法律第79号）第13条第1項の規定に基づき、認定を申請します。

記

1. 変更事項

変更前	変更後

2. 変更内容

変更前	変更後

注：変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載してください。  
(備考) 印刷の大きさは、日本産業規格A4用紙とする。

別記第三号様式（第七条関係）

別記第三号様式（第七条関係）

3センチメートル以上
小笠原諸島内認定銀行業者代理業者 第 号
認定番号 小笠原諸島内認定銀行業者代理業者 第 号
認定年月日 年 月 日
有効期間 年 月 日から 年 月 日
所轄監査官 構成員名簿 第 号
氏名又は名称
資本額の名簿
小笠原諸島内認定銀行業者代理業者 第 号
監査監査官 構成員名簿 第 号
会社名
監査監査官 構成員名簿 第 号
会社名
監査監査官 構成員名簿 第 号
会社名

注 1. 地の色は、黄緑色とする。  
2. 受託契約を締結していない者にあっては、受託取扱企画銀行の欄に有効であることを記入する。  
3. 受託取扱企画銀行の欄は、取り扱っている企画銀行の会員者が別途上のように記載する。

別記第四号様式（第十条関係）

別記第四号様式（第十条関係）

3センチメートル以上
小笠原諸島内認定銀行業者代理業者 第 号
会社名 (年 月 日)
会員登録所
(年 月 日)
上記の会員登録所に所属する小笠原諸島内認定銀行業者代理業者であることを記入する。 (月) 日 (年) 月 (日)
小笠原諸島内認定銀行業者代理業者会員又は会員登録所
会員登録所の住所地
会員登録所の会員登録所